

盛岡広域都市計画地区計画の変更（滝沢村決定）

都市計画滝沢駅前地区地区計画を次のように変更する。

名	称	滝沢駅前地区地区計画
位	置	岩手郡滝沢村滝沢字野沢及び字大崎地内
面	積	約47.6ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、滝沢駅の周辺に位置し、住宅地を主体として市街化が進行している地区である。 このため、地区計画により建築物と地区施設を計画的に誘導し、快適な居住環境の市街地形成を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	(1)主要地方道盛岡環状線沿道及び鉄道沿線は、地区の利便性の向上と後背地の居住環境を保全するため、日常的な商業施設、事務所等の利用を図る。 (2)(1)以外の地区は、良好な環境の住宅地としての利用を図る。
	地区施設の整備方針	都市計画道路を中心に、既存の道路を有効に活用しながら、区画街路を体系的に整備し、安全で快適な道路網の確保を図る。
	建築物等の整備方針	第1種低層住居専用地域においては、建築物と敷地境界線の間には緑地等のゆとりのあるスペースを設け、良好な低層住宅地として、居住環境の保全を図る。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路 区画街路 幅員9m 延長 約730m  区画街路 幅員6m 延長約1,100m

「区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり。」

理由

都市計画法の一部改正に伴い、計画書における同法からの引用規定の整備を図る必要があるため、本案のように変更しようとするものである。